

首相、閣僚らの伊勢神宮参拝に強く抗議します。

安倍首相のほか、野田聖子総務相、林芳正文部科学相、加藤勝信厚生労働相、世耕弘成経済再生担当相らが1月4日午後、伊勢神宮に参拝しました。

この行為は、憲法第20条第3項に定めている「国及びその機関は、宗教教育その他いかなる宗教的活動もしてはならない」との規定に違反するものであり、決して認めることはできません。近代日本の歴史は日清戦争、日露戦争をはじめ、第一次世界大戦、日中戦争、太平洋戦争と続く戦争の歴史であったと言わなければなりません。これらの戦争は朝鮮、中国をはじめとするアジア諸国の人びとに甚大な被害を与えるとともに、日本の国民に対しても、多くの若者を徴兵によって戦死にいたらしめ、一般の国民の自由を束縛し、塗炭の苦しみを強いるものとなりました。今私たちは、近代日本の戦争の歴史をふりかえり、それが侵略戦争であり、植民地支配をもたらすものであったことを反省し、謝罪と補償とを、誠意をもって実施し、二度とその誤りをくりかえさないための施策につとめることが求められています。その観点から戦後70余年をふりかえるとき、その反省を十分成し得ていないことを認めざるを得ません。これは、日本国政府自身が、先の大戦に対する戦争責任、戦後責任について十分な評価をしていないことから、国民の意識も明確になっていないのであり、その大きな原因としては、大日本帝国憲法体制に対する明確な離脱がされていないことにあると判断されます。すなわち、「神聖天皇制」、「天皇大権」及び「統帥権」を基本にした天皇制のもとでは国民は責任主体となりえないからです。日本国憲法が神権天皇制を否定し、国民主権を謳っているのは、この反省に基づくものです。安倍首相が天皇の祖先を祭るとされている伊勢の神宮に毎年参拝するのは、大日本帝国憲法の体制をよしとする復古的な

思想があるからだ判断せざるを得ません。このことは、明確に、日本国憲法に違反した行為であります。しかも、神宮司庁という宗教施設内で、記者会見を行うことは、宗教法人である神宮に特別な地位があるかのように装うものであり、憲法第20条第1項及び第3項に違反する行為であると言わざるを得ません。

周知のことではあるが、明治初期における太政官布告によって、全国の神社に社格が付与されることとなり、それまで民衆一般の信仰の対象となっていたが、国家権力とは直接的な繋がりがなかった神宮が、明治政府の人心統一政策

の下で、全国の神社の最高位に当たる神道の施設として位置づけされたものである。このような国家権力による政策遂行の道具として神社等の宗教施設を用いること並びにそのことを追認することは、日本国憲法に定める政教分離の原則に著しく反するものと言わざるを得ません。わたしたちは、日本国憲法の政教分離原則に違反する行為をしたことに対して強く抗議するとともに、国民主権の原則に反する復古的な思想に基づく行為に対しても強く反対します。

2018年1月9日

靖国神社国営化阻止キリスト者グループ

委員長 浦瀬佑司